

— 長期優良住宅の認定を受けた方へ —



認定を受けた計画と 異なる部屋の利用をした場合 認定取消しのおそれがあります

以下のような利用のおそれのある例が
散見されるため、ご注意ください！！

- 1 「納戸」を寝室等の居室として利用した場合
- 2 「防災備蓄倉庫」を通常の収納として
利用した場合

どちらの例でも、認定を受けた計画と異なる部屋の利用となり、建築基準法に抵触することも想定されることから、認定の取消しのおそれがあります。あわせて、建築基準法の違反建築物として違反指導の対象となることがあります。

認定が取消しになると、税制の優遇措置等を受けている場合、返還を求められることがありますのでご注意ください。

なお、市が定期的実施している建物の維持保全の状況調査により、市職員が建物の使用状況を確認しに行くことがあります。

お問い合わせ

越谷市 都市整備部 建築住宅課 電話：048-963-9235